

<b>2013-B</b>					
<b>拠出金・基金の名称:</b>		持続可能な開発委員会(CSD)－多数国間環境条約遵守・実施促進基金拠出金			
<b>種 別</b>		イヤーマーク      ノン・イヤーマーク			
<b>【拠出先の国際機関名】</b> 案件ベースで複数の環境条約事務局等に対して拠出。					
<b>【所管官庁担当局課・室名】</b> 外務省国際協力局地球環境課					
<b>【当該任意拠出金の目的・用途等】</b> 多数国間環境条約の締約国会合等への途上国参加支援、多数国間環境条約事務局等が実施する途上国の能力開発事業等の実施支援等					
<b>【最近3年間の我が国支払額及びODA率】</b>					
<b>単 位</b>	<b>邦 貨 (千 円)</b>	<b>外貨1 (千ドル)</b>	<b>外貨2 (千 )</b>	<b>レ ー ト</b>	<b>ODA率(%)</b>
平成25年度	26,366		-	1米ドル = 82円	100
平成24年度	28,938	357	-	1米ドル = 81円	100
平成23年度	30,010	337	-	1米ドル = 94円	100
<b>【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】</b> 持続可能な開発の実現のために、現在最も大きな役割を果たしているのは、多数国間環境条約を通じたグローバルな取組である。多数国間環境条約の遵守及び実施を促進するためには、すべての締約国の参加による締約国会議や関連会合の開催が不可欠である。また、途上国の条約遵守・実施能力を高めるために、各条約事務局や国際機関等によるセミナー等能力開発事業の実施は有効である。我が国が途上国代表の会合への出席や関連会合の開催、途上国の能力開発事業の実施等を支援することは、地球規模の環境問題へのグローバルな取組に対して、我が国が積極的に適切な支援を行っていることを国際社会に対して示しつつ、条約の遵守及び実施に関する実際的な効果を挙げていく上で、極めて有意義である。本件拠出金は、拠出の際に、他の締約国にしかるべく公表される等、日本の顔が見える形での運用が可能であり、かつ、広報効果も高く、我が国の地球環境問題への取組を国際社会にアピールする手段としても極めて有効である。					